フィリピンでのビジネスの手引[1]

一般情報

フィリピンは、アジア太平洋地域の中心にある諸島国家です。南シナ海と太平洋の間に位置しています。7,107 以上の島によって形成されており、ルソン、ビサヤ、ミンダナオの 3 つの地方で構成されています。諸島の中で最も大きい島は、ルソン島とミンダナオ島です。国土のサイズは合計で 298,170 平方キロメートル、海岸線は合計で 36,289 キロメートルです。[2]

この国の推定人口は、2024 年 7 月時点で 1 億 1,272 万 9,484 人です[3]。推定人口のうち、2025 年 10 月時点で約 4,862 万人が労働力人口に含まれます[4]。年齢別では、総人口のおよそ 52.24%が 24 歳以下、37.11%が 25〜54 歳で占められています[5]（中央年齢は 23.7 歳[6]）。人口のおよそ 88.8%がキリスト教徒（中でもカトリック教が圧倒的多数を占めています）で、残りのおよそ 5.6%がイスラム教徒です。[7]

公用語は、フィリピノ語（ベースはタガログ語）と英語です。主な地方言語はタガログ語、セブアノ語、イロカノ語、イロンゴ語、ビコール語、ワライ語、パンパンゴ語、パンガシナン語です。

フィリピンは、民主主義共和国です。政府は大統領をトップとした上下二院制を採用しており、司法組織が独立しています。

2017 年度の国民総所得は 15,753,283,000,000 ペソ、国内総生産（GDP）は 13,056,948,000,000 ペソです。[8]

---

[1] 2026 年 6 月 23 日

[2] Central Intelligence Agency (CIA), The World Factbook: Philippines

https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/rp.html

[3] Proclamation No. 973, 2024 Census of Population (2025).

[4] PSA Philippine Labor and Employment Indicators, 2025 October Labor Force Survey, https://psa.gov.ph/statistics/labor-force-survey/released/2025.

[5] Supra World Factbook.

[6] Id.

[7] Id.

[8] PSA Q2 2025 National Accounts of the Philippines (NAP), Table 1.1.

会社の登録

経済活動を行なう上で一般的に使われているビジネスの手段としては、国内企業と外資支社があります。国内企業とは、フィリピンの法律の下に構成・組織され存在している法人を指し、一方、外資支社とは、外国の法律の下に構成・組織され存在している外国の会社のフィリピン支社を指します。

国内企業の法人化に際しては、（ａ）社名の予約、（b）定款、（c）付属定款、（d）財務取締役による宣誓供述書、（e）社名変更の誓約書、（f）被仕向送金証明書　を提出する必要があります。登録料は、授権資本金の 0.2%に相当する金額となります。特別な法律によって定められていない限り、資本金額の下限はありません。株主である発起人/取締役の人数は、1 名以上 15 人以下である必要があります。会社の役員は、基本的に社長、書記役、財務取締役の 3 名です。社長は取締役、書記役はフィリピンに在住している者、財務取締役はフィリピンに在住している者である必要があります。社長は、書記役または財務取締役を兼任することはできません。

外資支社の登録には、被仕向送金額 20 万米ドル以上および保証金 50 万ペソが必要です。

改正版外国投資法第 8、3(a)章　会社法第 143 章

登録手続きの際には、以下の書類を提出する必要があります。（a）社名予約書、（b）フィリピン国内での支店設立の承認、フィリピン在住の代表者（およびフィリピン在住の代表者が不在の場合、またはフィリピン国内での事業経営を停止する場合に証券取引委員会（SEC）による召喚および法的手続きへの対応を行なう代行業者）の任命を記載し、然るべき役員によって証明された、取締役会決議書、（c）申請する 1 年前に母国の公認会計士による証明を受けた、外資企業の財務報告書、（ｄ）外資企業の登録証明書または事業認可書、（e）定款（または会社設立契約書）、（f）付属定款（または通常定款）、（g）フィリピン在住の代表者が営業許可申請書の署名者でない場合、同代表者による任命承諾書、（h）外資企業の社長またはフィリピン在住の代表者によって作成された支払い能力宣誓供述書

フィリピン国外で取り交わされた書類は、全てフィリピン領事館の認証を受ける必要があります。英語以外の言語で記述されている文書は、全て英語に翻訳する必要があります。申請料は、被仕向送金額の 1%に相当する金額となります。

国内企業および外資支社の登録に関する要件の詳細は

http://www.sec.gov.ph/forms-and-fees/primary-registration/から閲覧できます。

外国からの投資に関する規制

フィリピンでは、国家の産業と社会経済開発の活性化に貢献する外国からの投資を歓迎しています。原則として、「輸出企業」への外国からの投資に対する制限はありません。ただし、「国内市場企業」への外国からの投資には、一部制限が設けられています。

改正版外国投資法第 2 章

外国からの投資に関する制約事項は、外国投資ネガティブリストに記載されています。現在のネガティブリストは、以下のリンクからダウンロードできます。

https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/06jun/20220627-EO-175-RRD.pdf

外国からの投資の制約対象となっている活動は、主に憲法によって規定されている活動です。規制されている活動は、土地の所有、天然資源開発、公共事業、教育、マスメディアおよび宣伝広告です。

1987 年度憲法第 XII 条第 2、3、11 章及び第 XIV 条第 4 章及び第 XVI 条第 11 章

上記とは別に、払込資本金額が 20 万ドルに満たない「国内市場を対象とした中小企業」の設立は、フィリピン人またはフィリピン人が株の 60%以上を所有している国内企業のみに許可されています。*改正版外国投資法第 8、3(a)章*

上記に示した各種規制はありますが、外国投資に対するこれら規制の影響を合法的に抑える様々な手段が存在します。外国からの投資を自由化する合法的な方法としては、主に次の方法があります。

(1) 会社の株のうち、優先株（例：40%）を外国人向けに発行し、普通株（例：60%）をフィリピン国民向けに発行する。額面価格は、優先株を高めに、普通株を低めに設定する。

(2) 外国人が株の一部（例：40%）を所有している持株会社による介入 - 持株会社が、フィリピン国民のみに所有が許されている子会社の株を一部（例：60%）所有する。

(3) 借り手の収入に基づく可変の利子を課した外国債の提供

(4) 借り手の収入に基づく可変のリース料を課した、土地上の設備と改善物の外国人による所有及びリース

(5) 外国投資家による工業活動または農業活動のための私有地の 99 年間の長期リース *議会法第 12252 号（2025 年）*

DRAFT

外貨に関する規制

フィリピンには、マネーロンダリング取締法に関する規定を除き、外貨に対する制約はありません。外国投資および外国債の中央銀行への登録は、任意登録制となっています。

フィリピン中央銀行（BSP）外国為替取引に対する規制のガイドライン　その3　第1・2章（2014年度）

外国投資および外国債の登録に関する要件の詳細は、以下のリンクからダウンロードできます。

https://www.bsp.gov.ph/Pages/Regulations/ForeignExchangeRegulations/InwardInvestmentsRegistration.aspx

会計システム

フィリピン財務報告基準（Philippine Financial Reporting Standards - PFRS）は、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards - IFRS）に基づいて制定されています（ただし、一部変更箇所あり）。

http://www.sec.gov.ph/accountants-information/financial-reporting-standards/

経済区

フィリピン政府は、国内外の投資家による事業展開の場として、経済区を提供しています。経済区とは、農産工業、工業、観光業、娯楽産業、商業、銀行業、投資および金融の中心地として運営されることを目的とした限定区域を指します。経済区には、工業地、輸入加工区、自由貿易区、観光/娯楽施設などが含まれています。*特別経済区法第4a (1995)章*

フィリピン経済区庁（PEZA）への登録資格を有する業種としては、主に以下が挙げられます。

輸出製造業、情報技術（IT）サービス輸出業、観光業、メディカル・ツーリズム、農産工業輸出製造業、農産工業バイオ燃料製造業、流通・倉庫業、経済区開発・運営業、設備建築・運営業、ユーティリティ設立・運営業

https://www.peza.gov.ph/elligible-activities-and-incentives-category/eligible-activities

ルソン中部にあるスービック湾自由港および特別経済区は、政府によって管理・運営されています。

投資優先分野は、教育、情報通信技術、流通、製造、造船、船体修理、観光等。

ルソン中部にあるクラーク自由港特別経済区も、政府が管理運営している経済区の一つです。

投資優先分野は、製造、工業団地開発、コマーズ、観光、レジャー、情報通信技術、航空・空港関連事業、農業、農産業関連事業。

登録されているプロジェクトまたは活動に与えられるインセンティブには、（1）インカム・タックス・ホリデー、（2）特別法人税、（3）控除の強化、（4）資本設備、原材料、スペアパーツまたは付属品の輸入に対する免税措置、及び（5）輸入に対する付加価値税（VAT）の免除及び現地での購入に対する付加価値税（VAT）の非課税が含まれます（条件と適用期間は状況によって異なります）。*共和国法第11534号「企業のための企業回復と税金面での優遇措置」第16章（内国歳入法（2021）に第294章、295章および296章を新規に組み込み）*

優先されている投資分野

投資委員会（BOI）は、同委員会が優先させている分野への投資に対し、金銭面及び金銭面以外の優遇措置を提供しています。ただし、同委員会が提示する国籍、パイオニア技術、輸出関連の要請条件を満たしている必要があります。

農産物の加工を含む製造業、農業、漁業、林業、サービス業、薬物リハビリテーションサービスを含むヘルスケア業、低価格住宅開発業、地方自治体官民協定（LGU-PPP）を含む公共インフラと流通、ビジネスモデルを含むイノベーション促進活動、環境・気候変動関連プロジェクト及びエネルギーにおける優先分野の詳細は、以下のリンクからダウンロードできます。

https://boi.gov.ph/strategic-investment-priority-plan/

BOIに登録された活動に与えられるインセンティブには、（1）インカム・タックス・ホリデー、（2）特別法人税、（3）控除の強化、（4）資本設備、原材料、スペアパーツまたは付属品の輸入に対する免税措置、及び（5）輸入に対する付加価値税（VAT）の免除及び現地での購入に対する付加価値税（VAT）の非課税が含まれます。*共和国法第11534号「企業のための企業回復と税金面での優遇措置」第16章（内国歳入法（2021）に第294章、295章および296章を新規に組み込み）*

課税

事業を行なう上で徴収される基本的な税金は、所得税と付加価値税です。

通常の事業を行なう上で適用されるその他の税金は、下記「表 1　課税」の通り。

表 1　課税

税金	納税者	金額
所得税	国内企業	フィリピン国内外の全ての収入源から得た課税所得の 20～25%が、所得税として徴収されます。 *国家内国歳入法第 27(A) & 31 章*
所得税	国内外資企業	フィリピン国内の全ての収入源から得た課税所得の 25%が、所得税として徴収されます。 *国家内国歳入法第 28(A)(1)、31 章*
所得税	非国内外資企業	フィリピン国内の全ての収入源から得た総所得の 25%が、所得税として徴収されます。 *国家内国歳入法第 28(B)(1)章*
最低法人所得税（MCIT）	国内企業と国内外資企業	課税年度の第 4 年目から、MCIT が純利益税を上回る場合、2%の最低法人所得税が課されます。 *国家内国歳入法第 27(E)(1)、28(A)(2)章.*
免税対象の配当金	国内企業と国内外資企業	受け取った配当金は課税対象外となります。ただし、外国から得た配当金に対しては、特定の条件の下に免除されます。 *国家内国歳入法第 27(D)(4)、28(A)(7)(d)章*
課税対象の配当金	非国内外資企業	国内企業から受け取った配当金の 15%が、最終的な税金として徴収されます。ただし、非国内外資企業が属している国が、非国内外資企業から徴収する税金の支払い猶予を認めている場合は、フィリピン国内において 10%相当の

D&T SNA

		税金がすでに支払われたものとみなされます。 *国家内国歳入法第28(B)(5)(b)章* それ以外は税率25%が適用されます。 *国家内国歳入法第28(B)(1)章*
支社が得た利益の送金に対する税金	国内外資企業	外資企業の支社から本社に送金された利益の15%が、税金として徴収されます。 *国家内国歳入法第28(A)(5)章*
課税対象の配当金	フィリピン国民、在住外国人	国内企業から受け取った配当金の10%が、最終的な税金として徴収されます。 *国家内国歳入法第24(B)(2)、25(A)(1)章*
課税対象の配当金	フィリピン国内での事業に携わっている非居住外国人	国内企業から受け取った配当金の20%が、最終的な税金として徴収されます。*国家内国歳入法第25(A)(2)章*
課税対象の配当金	フィリピン国内での事業に携わっていない非在住外国人	国内企業から受け取った配当金の25%が、最終的な税金として徴収されます。 *国家内国歳入法第25(B)章*
付加価値税（VAT）	販売業者、輸入業者、契約業者、リース業者	貿易または事業を通して物品と土地の販売、物品の輸入、サービスの提供、土地の賃貸を行なう場合は、取引税として取引の総価額の12%が徴収されます。 *国家内国歳入法第106、107、108 章*
付加価値税の免除	販売業者、契約業者、リース業者	物品の実際の輸出販売、物品の特定の間接的な輸出販売、外貨建てのサービスの販売、フィリピンから外国への乗客及び貨物の空輸または海上輸送、および再生可能なエネルギー源の販売に対しては、付加価値税（VAT）が免除されます。別の税関管轄領域内に登録されている企業に対して行った物品とサービスの販売に対しては、拡張VAT払い戻し制度の施行時に、12%が付

		加価値税（VAT）として徴収されます。*国家内国歳入法第106(A)(2)(a)*、*106(A)(2)(b)*、*108(B)章*
国内の証券取引所を通して上場・取引していない株式の売却時にかかるキャピタルゲイン税（CGT）	国内企業、国内外資企業、非国内外資企業、フィリピン国民、在住外国人、非在住外国人	課税年度中に株式取引以外の方法で国内企業の株を売却して得た純キャピタルゲインの15%が、最終的な税金として徴収されます。 *国家内国歳入法第27(D)(2)*、*28(A)(7)(c)*、*28(B)(5)(c)*、*24(C)*、*25(A)(3)*、*25(B)章*
初発株に対する印紙税（DST)	発行者 / 株主	（初発株は、権利または義務がフィリピン国内において発生する場合、額面価格 200 ペソまたはその端数につき 2 ペソの DST が徴収されます。） *国家内国歳入法第173*、*174章*
国内の証券取引所を通して上場・取引していない株式の譲渡時にかかる印紙税	株主 / 譲受人	（株の譲渡は、権利または義務がフィリピン国内において発生する場合、額面価格 200 ペソまたはその端数につき 1.50 ペソの DST が徴収されます。） *国家内国歳入法第173*、*175章*
国内の証券取引所を通して上場・取引している株式の譲渡に対する印紙税の免除	株主/譲受人	国内の証券取引所を通して上場・取引している株式の譲渡に対しては、印紙税が免除されます。 *国家内国歳入法第199(e)章*
株式取引税（STT）	株主	国内の証券取引所を通して上場・取引している株式の譲渡には、総販売価格の1%に対して60%の株式取引税（STT）が徴収されます。 *国家内国歳入法第127 章*
不動産売却時にかかるキャピタルゲイン税	国内企業、フィリピン国民、在住外国人、非在住外国人	非営利目的の不動産の売却から得られる推定キャピタルゲインからは、総売却額または

		公正な市場価格の内のどちらか高額な方の 6%が最終税金として徴収されます。 *国家内国歳入法第 27(D)(5)、24(D) 25(A)(1)、25(B)章*
不動産売却時にかかる印紙税	売主 / 買主	土地、建物またはその他の不動産の販売は、契約価格または公正な市場価格の内のどちらか高額な方に基づき、1,000 ペソまたはその端数につき 15 ペソの印紙税の課税対象となります。 *国家内国歳入法第 173、196 章*
不動産譲渡時にかかる税金	譲渡人 / 譲受人	不動産の譲渡からは、契約価格または公正な市場価格の内のどちらか高額な方の 0.5%が税金として徴収されます。 *地方行政法第 135 章*
不動産リース時にかかる印紙税	貸主/貸借人	（土地、建物またはそれらの一部をリースした場合、最初の 2,000 ペソまたはその端数につき 6 ペソの DST が徴収されます。2,000 ペソを超過する場合は、リース契約が有効な年度ごとに超過分の 1,000 ペソまたはその端数につき 2 ペソが追加で徴収されます。） *国家内国歳入法第 173、194 章*
負債にかかる印紙税	債権者 / 債務者	（債務証書の原本は、発行価額 200 ペソまたはその端数につき 1.50 ペソの DST が徴収されます。） *国家内国歳入法第 173、179 章*
抵当にかかる印紙税	抵当権設定者 / 抵当権者	（負債の支払いの保証として不動産または個人資産を担保または抵当に出した場合、負債額の最初の 5,000 ペソまたはその端数につき 40 ペソの DST が徴収されます。5,000 ペソを超過する場合は、超過分の 5,000 ペソまたはその端

		数につき 20 ペソが追加で徴収されます。） *国家内国歳入法第 195 章*
営業免許税	製造業者、輸出業者、卸売業者、小売業者、契約業者	国内での営業活動によって得た総売上高からは、0.5～2%（活動内容と地方政府機関によって異なる）の営業税が徴収されます。 *地方行政法第 143、151 章*
不動産税	不動産の所有者	土地、建物、機械類その他の改善物は、査定価額の 1～2%の不動産税の課税対象となります。 *地方行政法第 232 & 233 章*
不動産税 （特別教育資金（SEF））	不動産の所有者	（土地、建物、機械類その他の改善物は、査定価額の 1%の SEF の課税対象となります。 *地方行政法第 235 章*）
所得税	在住フィリピン国民	フィリピン国内外の収入源から得られた課税所得（例：総所得額から然るべき控除額を差し引いた額）の 0～35%が、税金として徴収されます。 *国家内国歳入法第 24(A)(1)(a)、24(A)(2)(a)、31 章*
所得税	在住外国人	フィリピン国内の収入源から得られた課税所得（例：総所得額から然るべき控除額を差し引いた額）の 0～35%が、税金として徴収されます。 *国家内国歳入法第 24(A)(1)(c)、24(A)(2)(a)、31 章*
関税	輸入業者	一般的に、フィリピン国内に輸入された物品は、取引価額に基づき、関税の課税対象となります（多少の調整あり）。 *関税法第 201 章*

収入のタイプによっては、フィリピン政府が取り交わしている条約により、所得税が免除されるか、または低税率が適用される場合があります。フィリピン政府が取り交わしている各種条約に関する情報は、以下のリンクから閲覧・ダウンロードできます。

http://www.bir.gov.ph/index.php/in<t3/>ternational-tax-matters/international-tax-agreements.html

一般的に、東南アジア諸国から輸入する場合は、ASEAN 物品貿易協定（ATIGA）により、低税率が適用されます。ATIGA に関する情報は、以下のリンクからダウンロードすることができます。

http://finder.tariffcommission.gov.ph/index.php?page=atiga

雇用

マネージャー、スーパーバイザー、一般社員の雇用条件は、一般的に当事者同士の合意に基づきます。*民法第 1306 号*

ただし、労働法および社会立法では、従業員に対して最低限の給付金と保護を保障しています。

労働法が定めている各種基本最低必須給付金は、下記「表 2　雇用」の通り。

表 2　雇用

給与と給付金	金額と期間
最低賃金	マニラ首都圏（首都圏）：755 ペソ スービック湾とクラーク・フィールドを含むルソン中部（リージョン III）：600 ペソ カラバルゾン地方を含むタガログ南部地方（リージョン IVA）：600 ペソ セブ市を含むビサヤ中部（リージョン VII）：540 ペソ ダバオ市を含むミンダナオ南部（リージョン XI）：540 ペソ
賃金の支払い	賃金は、16 日を超えない間隔で、最低でも 2 週間に 1 回、または 1 ヶ月に 2 回支給する必要があります。 *労働法第 103 条*
労働時間*	通常の労働時間は、1 日につき 8 時間です。 *労働法第 83 条*
労働日*	通常の労働日は、一般的に週 6 日です。 *労働法第 91 条*
食事時間*	従業員には、食事のための時間として、最低 60 分の休憩時間が与えられます。

	労働法第 85 条
残業手当*	8 時間を超えて勤務した場合、基本給の 25%が追加報酬として支給されます。 *労働法第 87 条*
休日出勤手当*	休息日に勤務した場合、基本給の 30%が追加報酬として支給されます。 従業員には、1 週間につき 1 日の休息日が与えられます。 *労働法第 91 条及び 93 条*
夜勤手当*	午後 10 時から午前 6 時まで勤務した場合、基本給の 10%が追加報酬として支給されます。 *労働法第 86 条*
特別休日出勤手当*	特別休日に勤務した場合、基本給の 30%が追加報酬として支給されます。 *労働法第 93(c)条*
法定休日出勤手当*/**	法定休日に勤務した場合、基本給の 100%が追加報酬として支給されます。 *労働法第 94(b)条*
有給休暇*/**	勤務日数が 1 年以上の従業員には、5 日間の有給休暇取得資格が与えられます。 *労働法第 95(a)条*
13 ヶ月目の給与	1 年間に 1 ヶ月以上勤務した一般従業員には、雇用状況と支払い方法を問わず、当該年度の合計基本給の 12 分の 1 に相当する「13 ヶ月目の給与」を、毎年 12 月 24 日までに受け取る権利が与えられます。 *13 ヶ月目の給与に関するガイドライン改正版（1987 年度）*
退職金***	5 年以上勤続し、60 歳以上だが定年退職年齢である 65 歳に満たない年齢に達した従業員は、1 勤続年またはその 6 ヶ月以上の端数につき、半月分の給与に相当する退職金を受け取る権利が与えられます。「半月分」とは、半か月分の報酬に 13 ヶ月目の給料の 1/12 と 5 日分の有給休暇に相当する現金が加算された金額を意味します。*労働法第 293 条*

* 労働条件に関する規定は、管理職及び営業要員には適用されません。*労働法第 82 条*

** 法定休日の出勤手当に関する規定は、従業員数が 10 人未満の小売業者及びサービス業者には適用されません。*労働法第 94(a)条*

有給休暇に関する規定は、従業員が 10 人未満の企業には適用されません。*労働法第 95 条*

D&L final

***（定年退職金に関する規定は、従業員が 10 人以下の小売業者、サービス業者及び農業者には適用されません。）*労働法第 293 条*

地方賃金委員会が設定し発令している各地方の最低賃金の概要は、以下のリンクから閲覧できます。

https://nwpc.dole.gov.ph/#dmwr

法定休日と特別休日のリストは、以下のリンクから閲覧できます。

https://pco.gov.ph/wp-content/uploads/2023/10/20231011-PROC-368-FRM.pdf

雇用主と従業員は、社会保障、従業員損害補償、健康保険、住宅ローンの各制度に加入する義務を負います。一般的に、保険料の負担額は雇用主と従業員の折半となります。ただし、雇用主が保険料を全額負担する従業員損害補償は例外となります。

保険料率の詳細は、以下のリンクから閲覧できます。

社会保障と従業員損害補償 –

https://ssscontributioncalculator.com/new-sss-contribution-table/#:~:text=The%20new%20contribution%20rate%20will,literacy%20and%20responsible%20financial%20planning

健康保険 –

https://www.philhealth.gov.ph/partners/employers/ContributionTable_v2.pdf

住宅ローン –

https://pagibiginquiries.online/pag-ibig-contribution-table/.

企業には、管理する側の特権として、従業員を直接雇用する代わりに、必要な労働力を提供する独立した契約業者と業務契約を取り交わす選択肢が与えられます。この場合、契約業者が提供する業務を受ける企業は、契約業者の従業員の間接的な雇用者とみなされ、契約業者が直接雇用している従業員の給料を支払わなかった場合、契約業者と共に賃金不払いの責任を負うこととなります。*労働法第 106、107 条*

従業員には、身分保障を受ける資格が与えられます。ただし、雇用主は正当な、または容認される理由がある場合、然るべき手続きを行ない、（必要であれば）退職金を支払った上で、従業員を解雇することができます。*労働法第 285*、*283(b)*、*288*、*289 条*

正当な理由には、重大な業務上の不手際、意図的な規則違反、重大かつ慢性的な職務怠慢、詐欺行為、背信行為その他類似する理由が含まれます。*労働法第 288 条*

容認される理由には、労働力削減設備の導入、労働力の重複、損失回避のためのリストラ、事業の閉鎖または停止などが含まれます。*労働法第 289 条*

正当な理由により解雇する場合は、解雇する理由を記述した通知書の発行、従業員が事情を説明できるだけの十分な機会の提供、必要であれば代理人による従業員へのアシストの提供、解雇決定の通知書の発行といった手続きを踏む必要があります。*労働法第 283(b)条*

容認される理由により解雇する場合は、一般的な手続きとして、従業員と労働関連の政府機関の両方に対し、1 ヶ月前に事前通知することが義務付けられています。

事前通知の他に、退職金の支払いも必要になります。(a) 労働力削減設備の導入または労働の重複の場合は、１ヶ月分に相当する給与あるいは１ヶ月分に相当する給与✕勤続年数のうち、どちらか高額な方 (b) 深刻な事業上の損失以外の理由による事業の閉鎖または停止の場合は、１ヶ月分に相当する給与あるいは半月分に相当する給与✕勤続年数のうち、どちらか高額な方

いずれの場合でも、６ヶ月以上の端数は 1 年とみなされます。*労働法第 289 条*

病気の場合も、継続して雇用することを法律が禁止している場合、あるいは継続的な雇用が本人や同僚の健康を害する恐れがある場合は、許可された解雇理由とみなされる可能性があります。*労働法第 290 条*

この場合、1 ヶ月の事前通知は適用されず、1 年の奉仕につき 1 ヶ月分または半月分の給料（どちらか高額な方）に相当する退職金の支払いのみがゴム付けられます。なお、6 ヶ月以上の端数は 1 年とみなされます。*労働法第 290 条*

雇用主は、二重訓練制度の下に、適切な技能と勤務態度を備えた訓練済みのオペレーター、手芸職人、技術者の予備要員を確保することができます。二重訓練制度では、認定された訓練センターと認定された農業/産業企業の両者が共同で考案・実施している訓練計画に基づき、工場と学校の両方において訓練を実施します。同制度では、訓練生は企業の従業員ではなく、訓練センターと企業の両方の訓練生とみなされます。訓練生は、企業内での訓練期間中、適用される最低賃金の少なくとも 75%を日当として受け取る権利と、企業の負担にて生命/傷害保険に加入する権利を有します。*二重訓練制度法第 2、4(b)、8、14(e)、15 章*

入管関係

外国人は、労働関連の政府機関より外国人就労許可書を取得し、入管関連の政府機関より適切なビザを取得した際に、フィリピン国内での就労が可能となります。

事業を行なうために必要な各種許可書は、下記「表 3　入管関係」の通り。

表 3　入管関係

許可証とビザ	備考
外国人就労許可証（AEP）	AEP は、非在住外国人が AEP 申請時に希望している業務を行なう資格、能力および意思を持つ者がフィリピン国内にいないと判断された場合に、労働関連政府機関から同外国人に対して発行されます。 AEP の有効期限は、通常 1～3 年間です。 *労働法第 40 条*
9g 就労ビザ（9g ビザ）	9g ビザは、同ビザの発行が国益に適っていると判断された場合に、入管関連政府機関が就労目的でフィリピンに来る外国人に対して発行するビザです。当ビザを給付された外国人の扶養家族（配偶者と 21 歳未満の未婚の未成年）にも適用されます。AEP は、9g ビザを取得する際に必要となります。AEP が失効すると、9g ビザも失効します。 *フィリピン入管法第 9g、20 章*
47a2 特別ビザ（47a2 ビザ）	47a2 ビザは、同ビザの発行が国益に適っていると判断された場合に、非移民として一時的にフィリピンに来る外国人に発行されます。フィリピン経済区庁（PEZA）と投資委員会（BOI）に登録されている企業で就労する外国人に対して発行されるビザです。47a2 ビザを給付された外国人の配偶者と扶養家族（未成年の子供）にも適用されます。 *フィリピン入管法第 47a2 章*

特別投資家移住ビザ（SIRV）	SIRV は、7 万 5,000 ドルを投資するためにフィリピンに来る外国人に発行されます。 投資している間、フィリピンでの永住を認めるビザです。当ビザを給付された外国人の扶養家族（配偶者と 21 歳未満の未婚の未成年）にも適用されます。 *改正版オムニバス投資法第 74 条*
貿易商/投資家ビザ（9d ビザ）	9d ビザは、フィリピンとドイツ、日本または米国との間で大規模な貿易を行なう、または多額な投資を通してフィリピン国内の企業の経営を指揮する、または貿易業者または投資家に雇用されることを目的に、フィリピンに来る外国人に対して発行されます。当ビザを給付された外国人の扶養家族（配偶者と 21 歳未満の未婚の未成年）にも適用されます。 *フィリピン入管法第 9d 章*
スービック-クラーク労働ビザ（SCWV）	SCWV は、管理職または技術職に就くためにフィリピンに来る外国人に発行されます。2 年毎の更新が可能です。当ビザを給付された外国人の扶養家族（配偶者と 21 歳未満の未婚の未成年）にも適用されます。 *改正版基地転換開発法第 12(g)章*
スービック-クラーク投資家ビザ（SCIV）	SCIV は、25 万ドル以上を投資するためにフィリピンに来る外国人に発行されます。対象地区内での永住を認めるビザです。当ビザを給付された外国人の扶養家族（配偶者と 21 歳未満の未婚の未成年）にも適用されます。 *改正版基地転換開発法第 12(g)章*
9a ビジネス/観光ビザ（9a ビザ）	9a ビザは、事業、観光、健康のために、一時的にフィリピンに来る外国人に発行されます。 *フィリピン入管法第 9a 章*

D&L Draft

Donato & Zarate

7/F Electra House, 115 Esteban Street 1229 Makati City, Philippines

電話：+632 8892 7288

テレファックス：+632 8893 2764

ウェブサイト：www.deszr.com

電子メールアドレス：admin@deszr.com

和訳：株式会社エス・エム・エイ・シー

D&Z, 7/F Electra House, 115 Esteban Street, 1229 Makati City, Philippines

電子メールアドレス: admin@smacph.com

本書に含まれている情報はあくまでも一般情報であり、専門的な法的アドバイスを提供するものではありません。D&Z と株式会社エス・エム・エイ・シーは、本書にて提供している情報に関し、いかなる保証も行ないません。

© 2026 Donato & Zarate

All rights reserved.